

製品安全規制の改正・見直し事項

平成31年3月4日
経済産業省
産業保安グループ
製品安全課

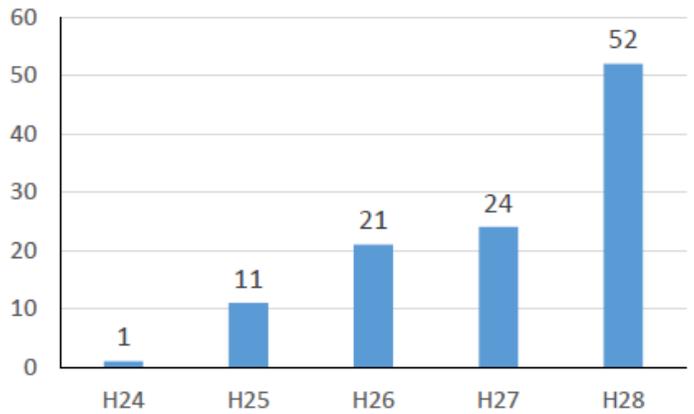
【ご参考】モバイルバッテリーの規制対象化について [電気用品安全法]

- 近年事故が多発している、いわゆるモバイルバッテリーについて、平成30年2月1日付けで通達※を改正し、電気用品安全法の規制対象であることを明確化。 ※電気用品の範囲等の解釈について（平成24・03・21商局第1号）
- 経過措置期間後（平成31年2月1日以降）は、PSEマークの無いモバイルバッテリーは販売禁止。

1. 通達改正の背景

- ① 電安法の規制対象品については政令で定義され、運用上の詳細は、通達において公開されているが、モバイルバッテリーの対象・非対象については、改正前の通達ではどちらとも読める内容。
- ② しかしながら、モバイルバッテリーについては、近年、事故が急増しており、また電子機器の外付け電源として用いられるリチウムイオン蓄電池そのものと解されることから、通達を改正し、規制対象であることを明確化した。

年度別 モバイルバッテリー事故発生件数



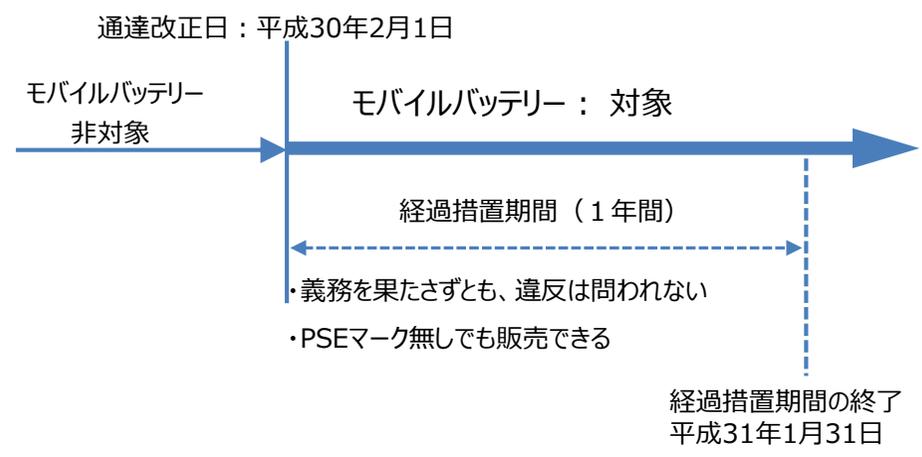
出典：平成28年度 事故情報収集・調査報告書、平成29年10月、製品評価技術基盤機構（NITE）

2. 経過措置期間

規制対象化により、モバイルバッテリーは技術基準適合や、出力電圧・外観についての全数検査などが新たに義務付けられ、これらの義務を果たした証であるPSEマークの付されたモバイルバッテリーの販売が義務付けられる。

このため、事業者の準備状況を踏まえ、平成31年1月31日までの1年間を経過措置期間とし、この間は、これまでの扱い（技術基準違反に問われない、PSEマーク無でも販売できる）によることもできていた。

改正・経過措置期間のスケジュール



雑音の強さ基準の追加（PLCを内蔵した電気用品） [電気用品安全法]

- PLC（Power Line Communication）は家庭内の電力線を利用した通信技術であり、既にPLCモデムについては電波法上の型式指定に係る試験方法や許容値が定められている。
- こうしたPLCモデムモジュールを家電製品等に内蔵した場合の電安法上の扱いを明確とするため、PLCを内蔵した電気用品の雑音の強さに関する基準値を技術基準解釈通達に追加する。

改正の概要

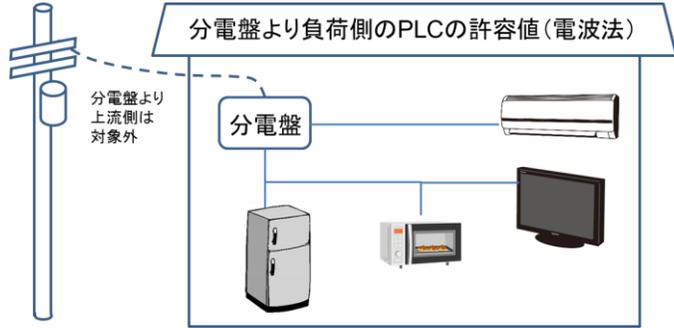
- ① PLCとは、電力線を通信回線として利用する技術で、既設の電力線を利用できることから通信線新設を要しないことが特長。
しかし電力線が逆にアンテナとなり、電波が漏れやすくなるため各種無線通信などに影響を与える可能性が懸念される。
- ② このため、電波法では、高周波(2~30MHz)帯のPLCについて、電波が漏洩しても、他の通信に影響を与えない許容値を設定している。
- ③ 電安法においては、家電製品にPLCモデムを内蔵した場合、主たる用途は家電製品であるため、外形的には電安法技術基準解釈通達における家電製品の雑音の強さの基準値に適合する必要がある。
- ④ 一方で、電安法技術基準は性能規定化されており、「通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがない」ことを証明できるものであれば良いとされている。
- ⑤ 上記を踏まえ、「繋がる家電」の選択肢のひとつとして、PLC内蔵家電の普及促進の観点から、PLCを内蔵した電気用品の扱いについて、技術基準省令解釈通達の別表第10（雑音の強さ）に追記し、原則、電波法PLC基準に適合するものは電安法の雑音の強さに適合したものとす旨の改正を行う。

スケジュール（案）

事業者が実施する実証試験の結果を踏まえた電気用品調査委員会雑音部会における審議の後、パブリックコメント等の所定の手続きを経て、電安法技術基準省令解釈通達を2019年中を目途に改正する。

（参考）電波法PLC許容値 [一部]

試験項目	周波数帯 (MHz)	準尖頭値 dB(μA)	平均値 dB(μA)
伝導妨害波 電力線電流 (通信状態)	0.15~0.5	36~26	26~16
	0.5~2	26	16
	2~15	30	20
	15~30	20	10



「家庭用の圧力なべ及び圧力がま並びにライター」の省令改正 [消安法]

- 「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」及び「ライター」にかかる技術基準省令を改正し、平成30年7月2日付で公布・施行。（消費生活用製品安全法第12条第2項の証明書の交付を受けている特定製品に係る型式及び検査設備については、当該証明書の有効期限内は従前の例による。）

家庭用の圧力なべ及び圧力がま

（1）取扱説明書への記載事項の追加等

- （概要） 現行技術基準において、「ミトン等を用いて、やけどに注意する旨」の取扱説明書への記載を義務付けているが、事故の未然・再発防止の観点から新たに記載事項を追加し、運用・解釈通達に位置づける。
- （理由） 取扱説明書への記載事項の追加等にかかる柔軟な対応を可能とする。

ライター

（1）技術基準 別表第2（型式の区分）の追加・修正

- （概要） 「燃烧方式」について、デュアルフレーム式ライター及びマルチフレーム式ライターが改正S4801～S4802に定義されたことから、材質等の区分に「（3）その他のもの」を追加する。
- 「点火方式」について、改正S4803にあわせて、「直押し式」を「押しボタン式」に、「スライド式」を「スライドボタン式」に修正する。
- 「意図しない点火を防止する方法」について、ダブルアクション式ライターの検査方法等が改正S4803に定義されたことから、材質等の区分に「（3）操作力及び操作変位によるもの」を追加する。
- （理由） 最新の日本工業規格を引用する。

（2）技術基準 別表第3（検査設備の基準）の追加

- （概要） 改正S4801～S4802において、ライターに鋭いエッジを発見した場合は、UL1439によって試験する旨が追加されたことから、検査設備に「エッジ判定試験設備」を追加する
- （理由） 最新の日本工業規格を引用する。

「家庭用の圧力なべ及び圧力がま並びにライター等」の通達改正 [消安法]

- 「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」、「ライター」及び「浴槽用温水循環器」にかかる運用・解釈通達を改正し、平成30年7月2日付で施行。

家庭用の圧力なべ及び圧力がま

1. 表示が容易に消えない方法として、「印刷、刻印、ラベルの貼付」による方法を例示
2. 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」を追加
少なくとも次の事項を製品本体へ表示又は取扱説明書に記載すること。
 - イ 取っ手を持つ際は、ミトン等を用いて、やけどに注意する旨
 - ロ 圧力調整装置及び安全装置の清掃の方法
 - ハ ふたに取っ手があるものは、ふたを持って移動しない旨
3. 安全装置の名称の参考例として、「その他のもの（おもり式）」を追加

ライター

1. 日本工業規格の引用を最新規格に改正(S4801、4802及び4803(2010⇒2018))
2. 燃料充填量試験及び耐内圧性試験において、燃料の種類及び化学成分を明らかにしなければならない場合において、ガス製造事業者又は検査機関におけるガスクロマトグラフ分析データをもって代用が可能
3. 届出事業者等の表示については、製品本体に読みやすく容易に理解できるものとする

浴槽用温水循環器

1. 吸入口と噴出口が一体型の製品にジェット噴出口にホース等を取り付ける方法を追加
2. 吸入口及び噴出口とポンプが構造上一体であり、吸入口に吸い込まれた試験用毛髪が絡まずに吹き飛ばされる製品については、試験用毛髪への影響を少なくさせる措置が不要
3. 届出事業者等の表示について、読みやすく容易に理解できるものとする